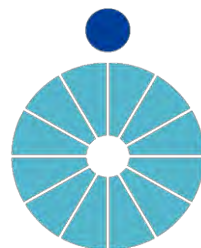


資料4

科学技術・学術審議会
産業連携・地域支援部会
大学等知財検討作業部会(第1回)
H25.9.30

産学官連携・知的財産施策の現状

平成25年9月30日



文部科学省

科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課

産学官連携施策の経過

科学技術基本計画

第1期“産学官の人的交流等の促進”

第2期“技術移転のため仕組みの改革”

第3期 “産学官連携はイノベーション創出のための重要な手段”

第4期

知的クラスター創成事業

地域への支援策

(第Ⅰ期)

(第Ⅱ期)

大学知的財産本部整備事業

産学官連携戦略展開事業

イノベーションシステム整備事業

地域イノベーション戦略支援プログラム等

大学等産学官連携自立化促進プログラム

COI STR EAM

大学への支援策

'95 '96 '97 '98 '99 '00 '01 '02 '03 '04 '05 '06 '07 '08 '09 '10 '11 '12 '13

科学技術基本法

大学の教員等の任期に関する法律等

大学等技術移転促進法

産業活力再生特別措置法

中央省庁再編

第一回産学官連携推進会議(京都)

知的財産基本法

国立大学法人化

教育基本法改正

イノベーション25

科学技術による地域活性化戦略

研究開発力強化法

行政刷新会議事業仕分け第1弾

行政刷新会議事業仕分け第3弾

行政刷新会議事業仕分け第3弾

科学技術イノベーション総合戦略

日本再興戦略

承認TLO制度

(=大学等の研究成果の産業への移転を促進)

日本版“バイドール”条項

(=国の研究委託の成果を受託者に帰属)

各国立大学は法人格取得

承認TLOへの出資特許の機関帰属等

大学の使命として、

①教育、②研究に加え、
③教育・研究の成果の社会への提供を明文化

地域科学技術、産学官連携戦略展開事業は廃止判定

【再仕分け】競争的資金の見直し

TLO（技術移転機関）

TLO（技術移転機関／Technology Licensing Organization）とは、特許権等を企業に使用（実施許諾、ライセンス）させて、対価として企業から実施料収入を受け取り、それを大学や研究者（発明者）に研究費として配分することなどを事業内容とする機関である。



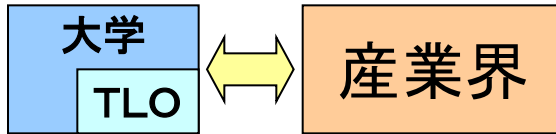
これにより、大学の研究成果が社会において活用(社会貢献)され、新事業・新産業の創出に貢献できるとともに、大学や研究者の研究活動の活性化を図るものである。

承認TLOとは、

「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）」に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣により、事業の実施計画に対する承認を受けたTLOを「承認TLO」といいます。

大学と知的財産本部とTLOの関係について

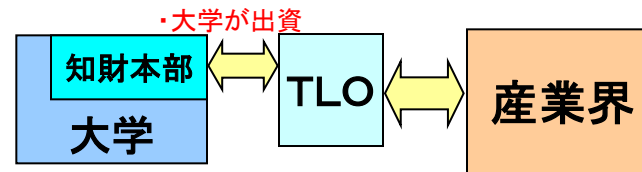
○内部組織型



- ・知的財産の帰属先や企業との契約がわかりやすい。
- ・大学による一元管理が可能。
- ・訴訟リスク等の大学の責任が大きい。

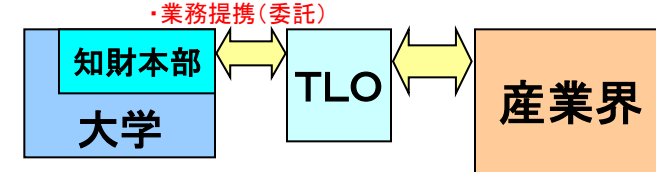
○外部組織型

①TLO関連企業型



- ・大学・知財本部・TLOとの関係が明確。
- ・訴訟リスク等の大学の責任が低減。

②業務提携型



- ・訴訟リスク等の大学の責任は、最小。
- ・TLO活動の自由度が最も高い。

上記に示す通り・・・ 大学知的財産本部とTLOとの関係は、多様な形態がある。

大学とTLOがお互いに、最も適切な形態を構築することがベスト

○大学（知財本部）とTLOの業務分担事例

○大学(知財本部)

- ・知財の創出支援
- ・知財の保護・管理
- ・知財の管理・活用ルール作成
- ・産学官連携の基本ルール作成
- ・知財戦略の企画・立案

知財の創出・保護

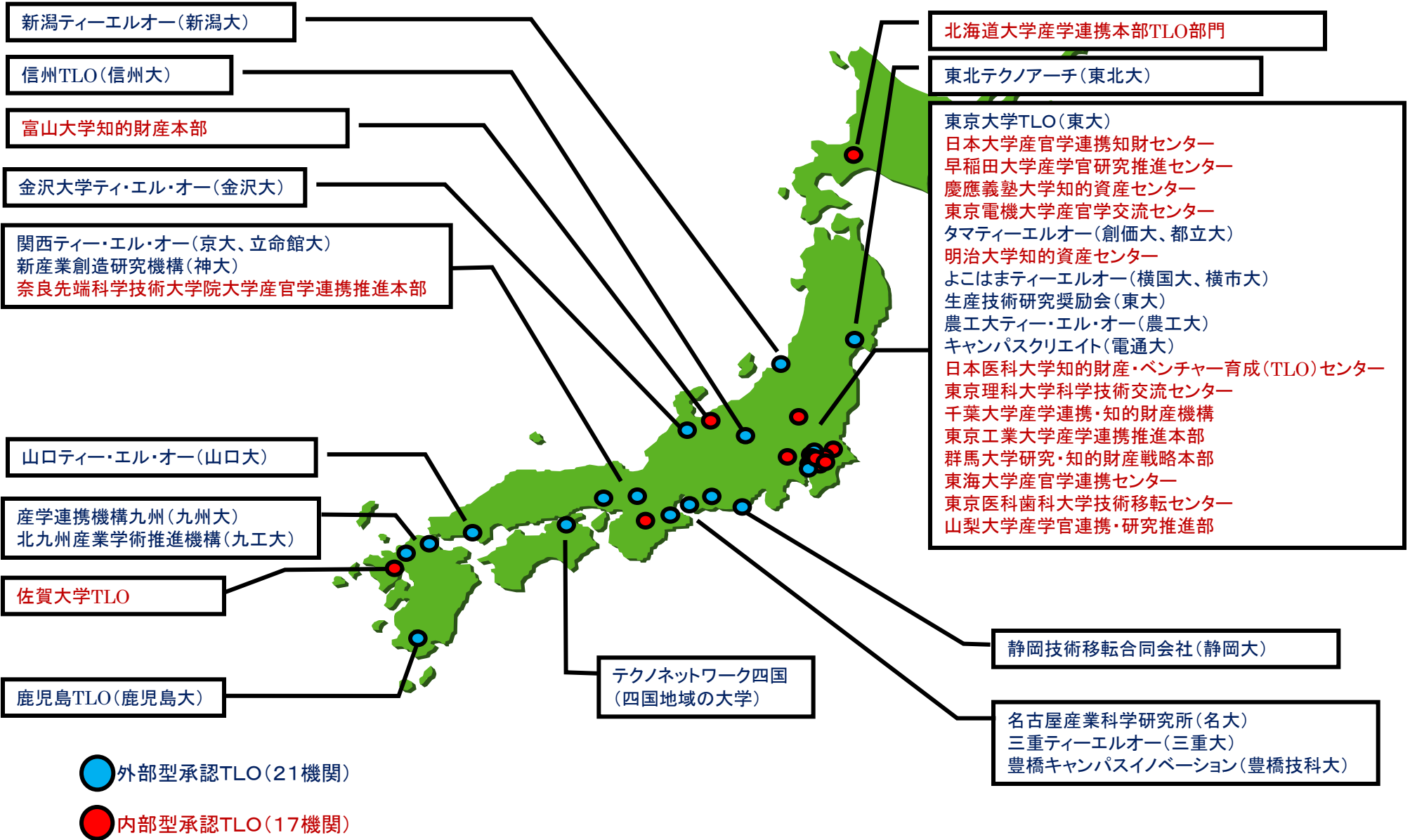
○TLO(技術移転機関)

- ・技術移転による知財の活用
- ・企業等のニーズ調査
- ・大学等のシーズ調査
- ・企業等に対する技術相談窓口

知財の活用

承認TLO(38機関)の分布

平成25年4月2日現在
 ()内は主な提携大学等



日本版バイ・ドール条項について

日本版バイ・ドール条項（※）とは

国の委託資金を原資として研究を行った場合に、その成果である発明に関する特許などの権利を、委託した国が持つのではなく、一定の条件により、開発者（受託者）に権利を帰属させることを可能とする制度。

（※平成11年 産業活力再生特別措置法第30条、平成19年 産業技術力強化法第19条へ移管）

背景

- 我が国では、従来、政府委託資金による政府開発から派生した特許権等の帰属については、国が所有することとなっていた。
- 平成11年・・・6月に決定した産業競争力強化対策において、米国バイドール法を参考にし、措置を講ずる旨決定された。

日本版バイ・ドールの目的

- ①技術に関する研究活動を活性化すること
- ②その成果を事業活動において効率的に活用すること

出展：「日本版バイ・ドールについて」経済産業省HPより(http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/bayh-dole.pdf)

産業技術力強化法第19条より

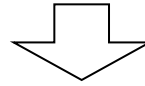
（国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い）

第十九条 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果（以下この条において「特定研究開発等成果」という。）に係る特許権その他の政令で定める権利（以下この条において「特許権等」という。）について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者（以下この条において「受託者等」という。）から譲り受けないことができる。

- 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。
- 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。
- 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

大学等における産学官連携体制・環境整備への取組

※国立大学の法人化以前は、地域共同研究センター等における産学官連携活動はあったものの、**組織的対応**というより「**研究者個人**」による**活動**が主体であった。



○国立大学の法人化の動きを契機として、大学において産学官連携のための組織・体制等の整備の必要性が高まったことを受け、平成15年度以来、以下の取組を実施。

○大学知的財産本部整備事業(平成15年度～平成19年度)

大学等における知的財産の組織的な創出・管理・活用を図るモデルとなる体制を整備を図る。

- ・「大学知的財産本部整備事業」: 34件
- ・「特色ある知的財産の管理・活用機能支援プログラム」: 9件

合計43件を実施

○大学等産学官連携自立化促進プログラム(平成20年度～平成24年度※)

国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援により、大学等が産学官連携活動を自立して実施できる環境の整備を図る。

1. 機能強化支援型

- ・「国際的な産学官連携活動の推進」: 16件
- ・「特色ある優れた産学官連携活動の推進」: 22件
- ・「知的財産活動基盤の強化」(平成22年度終了): 17件
- ・「知財ポートフォリオ形成モデルの構築」: 2件
- ・「バイオベンチャー創出環境の整備」: 2件

合計59件を実施

2. コーディネーター支援型 : 合計49件を実施

※平成20年度～平成21年度は「産学官連携戦略展開事業」として実施

第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題

IV. 地域資源を‘強み’とした地域の再生

(6) 地域の産学官が連携した研究開発や地域経済活性化の取組

この取組では、世界ナンバーワン、オンリーワンの技術を持つ地域の企業の技術や大学・研究機関等の科学的知見・技術・設備を活用し、産学官が連携しながら地域産業の発展を推進する。さらに、大学・研究機関、技術移転機関(TLO)等が有する既存技術を他分野に応用する等、新たな産業化につなげるイノベーションを創出する取組を推進する。この取組により、地域の強みを活かした活力ある地域経済を実現する。

V. 東日本大震災からの早期の復興再生

(3) 地域産業における新ビジネスモデルの展開

この取組では、…革新的技術・地域の強みを活かした産業競争力の強化等を推進する。

第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出

(4) 産学官の連携・府省間の連携の強化

・産学連携活動の評価などに関するモデル拠点を創出し、一層の評価指標の活用促進に向けた取組を行うとともに、大学、承認・認定技術移転機関等の各機関が評価指標を積極的に活用し、自らPDCAサイクルを回すことで、知の掘り起こしや実用化への取組を高める。

(6) 研究支援体制の充実

①取組の内容

- ・重要な研究支援人材を類型化し、求められる知識やスキルを明確化することにより、職種として確立
- ・各機関に雇用されている研究支援人材の全国的なネットワーク化を推進

②主な施策

- ・研究支援人材と大学のニーズとのマッチングを促進する仕組みの構築
- ・新たな研究支援ニーズに対応するためのスキルアップ機会を提供するための仕組みの構築

(7) 新規事業に取り組む企業の活性化

②主な施策

- ・ベンチャー企業のニーズに合わせた技術開発支援を推進(技術・事業の知見を有するベンチャー経営者・ベンチャーキャピタリストや、ベンチャー企業を指導・支援する専門家等を国の施策に取り込んで、その目利き機能や経営・事業化等のノウハウを活用する新たな方式を推進等)
- ・研究開発の事業化を目的とした投資を行う会社、大学発ベンチャー支援ファンドを含む、研究開発の事業化等への大学等による出資を可能とするための制度の改正

(9) 国際標準化・知的財産戦略の強化

- ・大学の知的財産活動、研究成果の技術移転活動に対する専門的な支援を促進するための仕組みの構築

成長戦略の基本的考え方

1. 成長への道筋・目標
2. 3つのアクションプラン ((1)日本産業再興プラン、(2)戦略市場創造プラン、(3)国際展開戦略)
 - (1)日本産業再興プラン-③科学技術イノベーションの推進 (2)戦略市場創造プラン-④世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

第Ⅱ. 3つのアクションプラン (一. 日本産業再興プラン、二. 戦略市場創造プラン、三. 国際展開戦略)

一. 日本産業再興プラン

3. 科学技術イノベーションの推進

「総合科学技術会議」の司令塔機能を強化し、省庁縦割りを廃し、戦略分野に政策資源を集中投入する。政府の研究開発成果を最大化するため、大学や研究開発法人において科学技術イノベーションに適した環境を創出するとともに、出口志向の研究開発と制度改革を合わせて大胆に推進し、実用化・事業化できる体制を整備する。また、民間の積極的な研究開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へとつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。

政府一体となり科学技術イノベーション総合戦略(本年6月7日閣議決定)を強力に推進することは、成長戦略の実現にとって鍵となる。このため、関連施策との一体性を確保しつつ、以下の施策を重点的に推進する。

⑤研究支援人材のための資金確保

研究者が研究に没頭し、成果を出せるよう、研究大学強化促進事業等の施策を推進し、リサーチアドミニストレータ等の研究支援人材を着実に配置する。

また、大学等における研究支援人材の確保に向けた自主的な取組を促すとともに、競争性を有する研究資金の制度において、間接経費30%の確保に努める。さらに、長期的・安定的に研究支援人材を確保するため、人材の類型化や専門的な職種としての確立、全国的なネットワーク化等を産学官の連携の下で取り組む。

⑦知的財産戦略・標準化戦略の強化

グローバルな経済活動の拡大を踏まえ、国内のみならず、海外においても、中小企業を始め我が国産業や国民が円滑にイノベーションを起こし、権利を取得し、活用するイノベーションサイクルが実現するよう、審査の速化、トップスタンダード制度の推進、グローバルに通用する認証基盤整備等により知財戦略・標準化戦略を抜本的に強化する。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

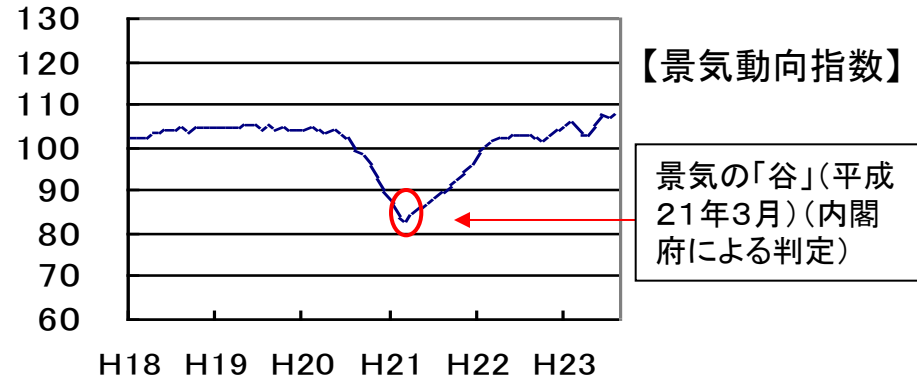
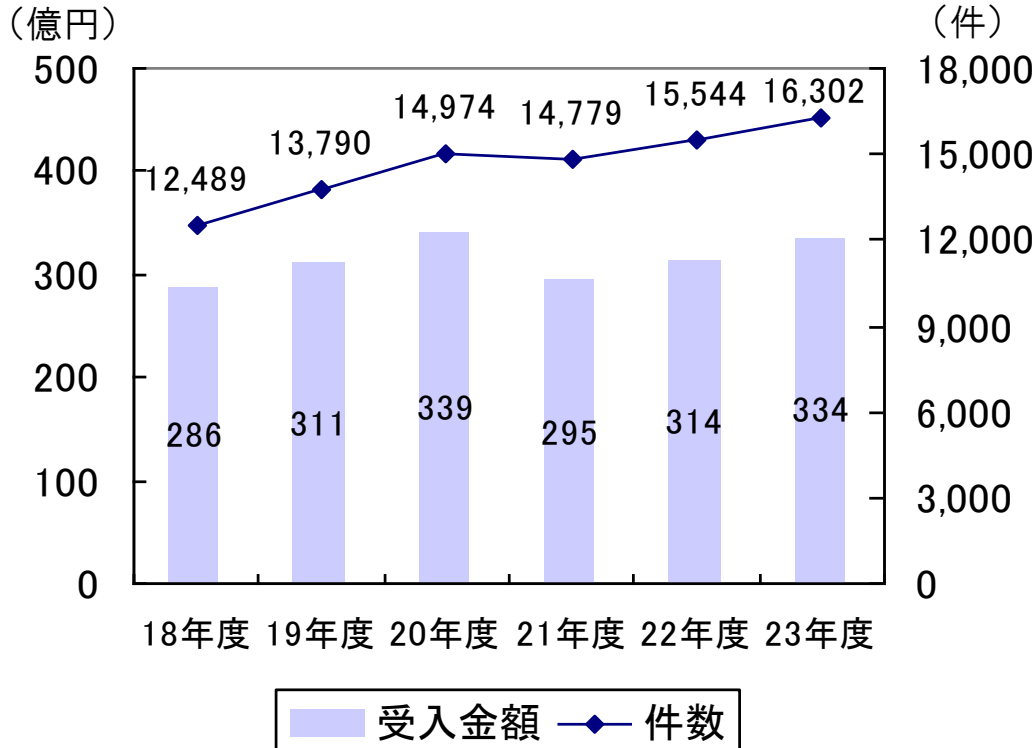
日本各地には世界を惹きつける高品質な農林水産物や観光資源などの魅力的な地域資源が豊富に存在し、「日本ブランド」ともいえるべき価値が存在している。こうした地域の資源を活用し、世界の消費者や企業を惹きつけることで、自律的・持続的に稼ぎ、豊かに発展していく地域社会を成り立たせる。このため、次の2つの社会像の実現を目指す。

- ① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会
- ② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

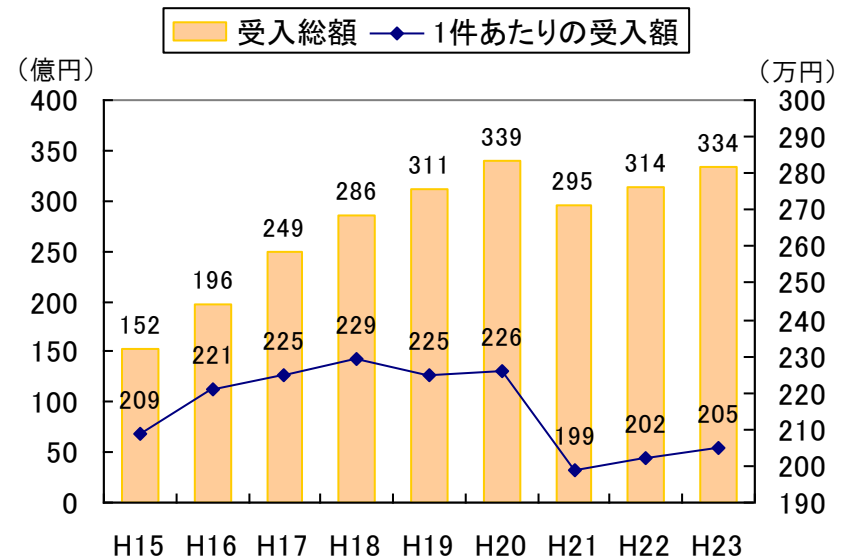
大学等における民間企業等との共同研究の実績

- 民間企業等との共同研究については、件数、受入金額ともに総じて増加傾向を示している。
- 景気の影響もあり、1件あたりの受入額は平成21年度に落ち込んだが、件数自体は微減に留まり、直近の平成23年度に最高件数であることを鑑みると、共同研究の意識は定着してきていると考えられる。

【民間企業との共同研究受入金額、件数の推移】



【民間企業との1件あたりの受入れ額の推移】

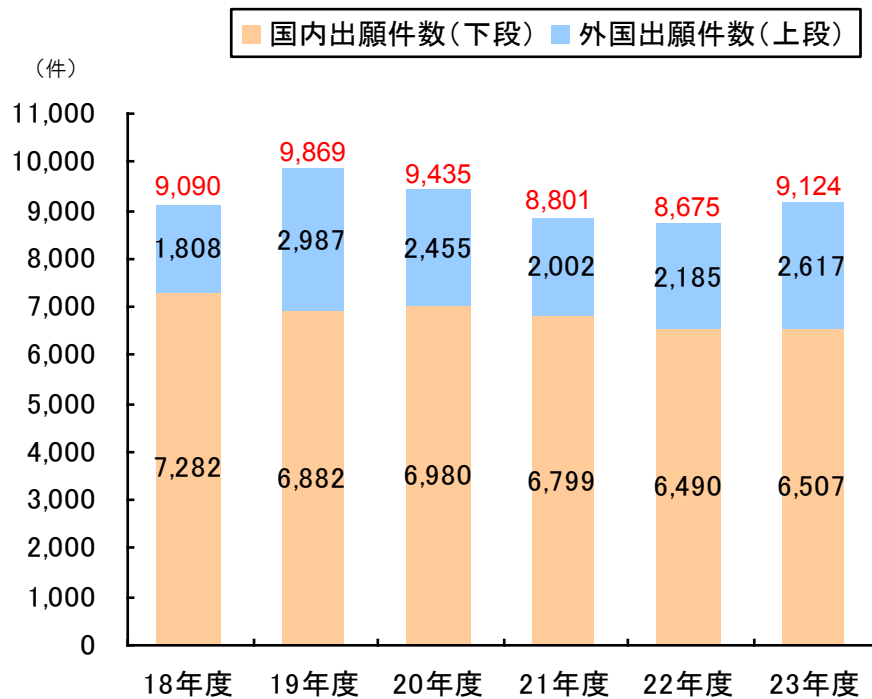


出典：文部科学省「平成23年度 大学等における産学連携等実施状況について」

大学等における特許出願等の実績の推移

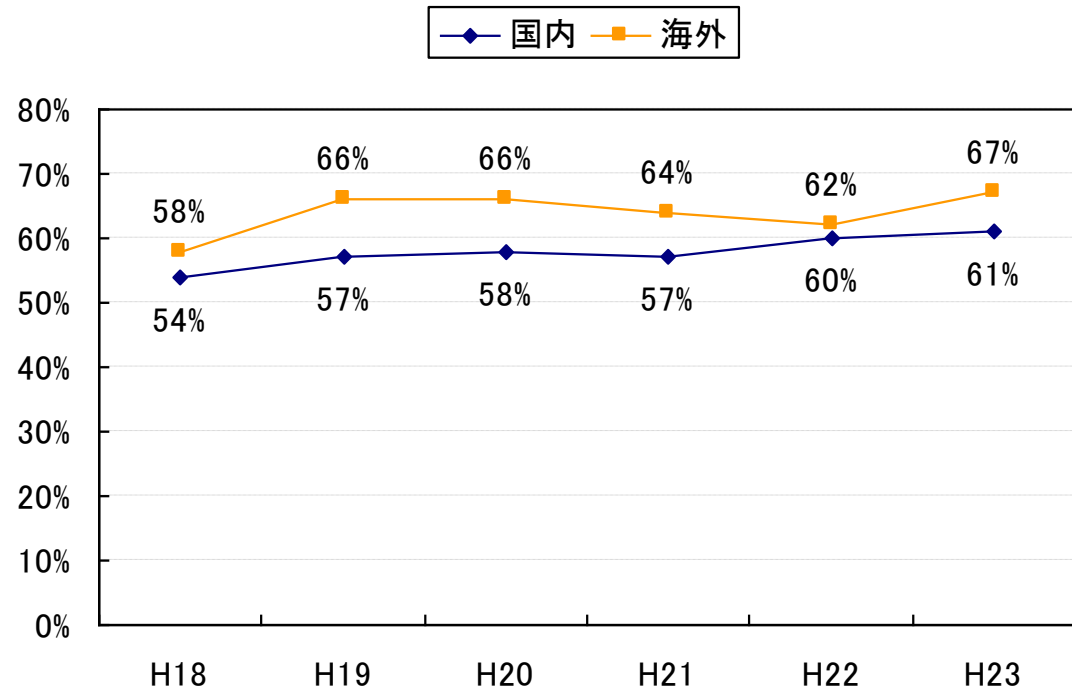
- 特許出願件数は、国内外合わせ9,000件程度である。
- うち共同出願件数は、国内出願・外国出願どちらにおいても過半数を占める。

【特許出願件数】



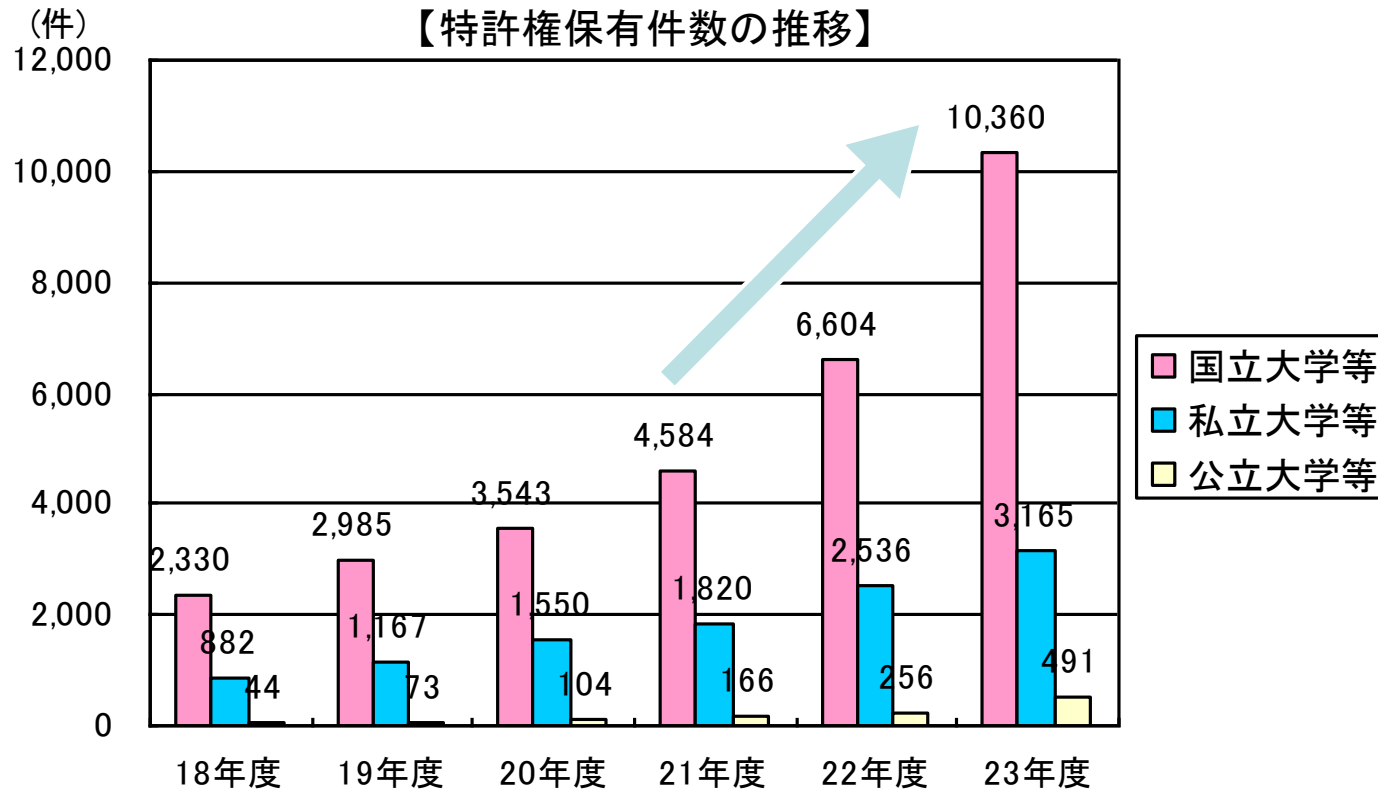
※赤字は合計件数

【大学等からの特許出願全体に占める共同出願の件数割合】



大学等における特許保有件数の推移

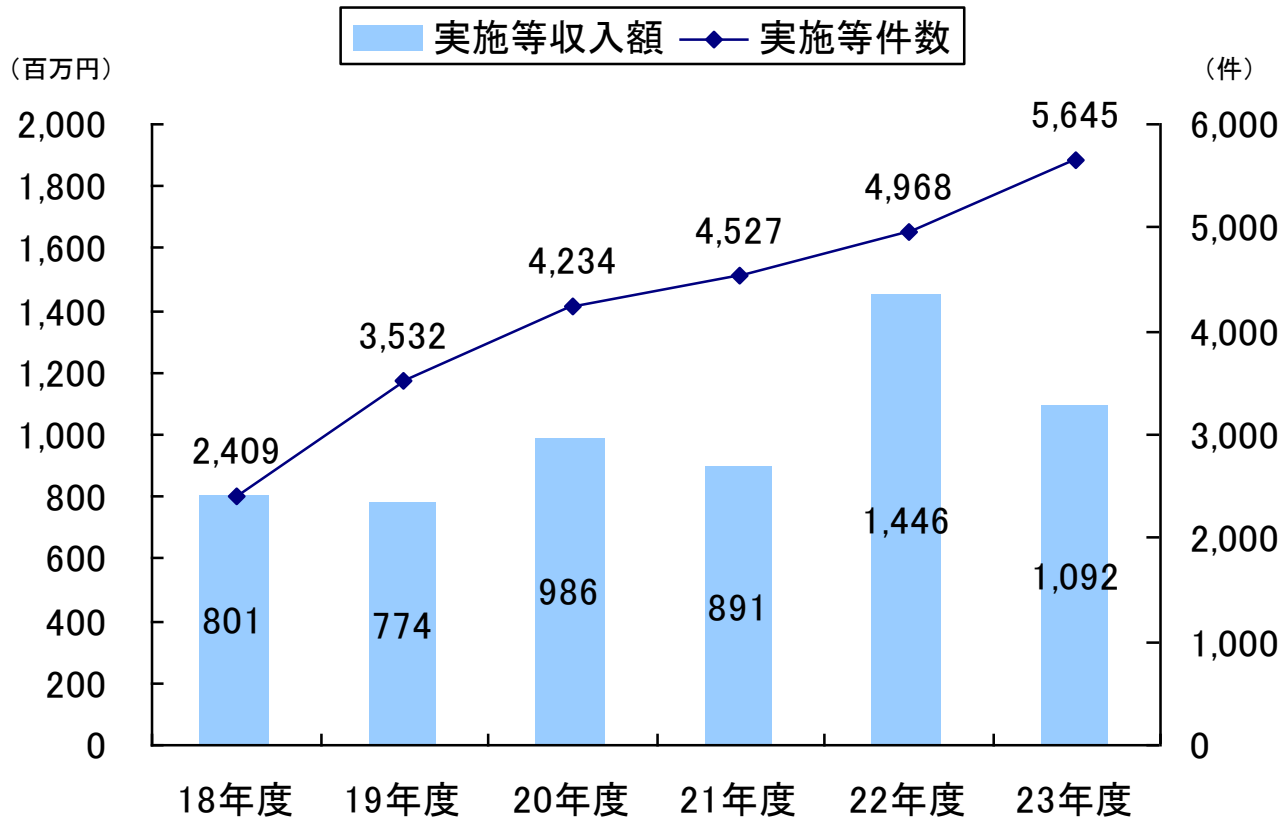
- 特許権保有件数が大幅な増加傾向。
- 過去に特許出願したものが、一定の期間を経て、権利化されてきた可能性



大学等の特許実施等

- 特許権実施等件数及び特許権実施等収入は、概して増加傾向にある。

【特許権実施等収入及び特許権実施等件数】



○特許権実施等件数は、調査対象年度中に契約が継続している件数。

○特許権実施等収入は、一時的な実施料収入、毎年度の収入(ランニングロイヤリティ収入)、譲渡による収入等の合計。

※大学等とは大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人を含む。

※国公立大学等を対象。

※特許権実施等件数は、実施許諾または譲渡した特許権(「受ける権利」の段階のものも含む)の数を指す。

出典: 文部科学省「平成23年度 大学等における産学連携等実施状況について」

知財活用支援事業(平成25年度予算)

概要

- ・特許の海外出願支援や投資機関との連携による大学等特許の事業活用促進などの各種施策により、大学等の研究成果の技術移転活動や知的財産活動に対する専門的な支援を実施する。

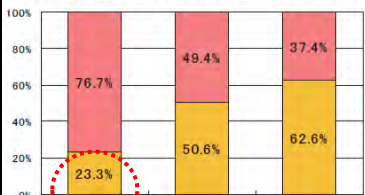
現状認識・課題

「日本再生戦略」(2012年7月31日閣議決定)
 国際的な知財・共同研究戦略の実施と知的基盤の利用促進への仕組み構築

低い国際出願率が課題

国内出願のみ 国外にも出願(グローバル出願)

【日米欧出願人の自国特許への出願構造(グローバル出願率)】



出典: 特許庁年次報告 2010
 (備考) 日本は2008年出願。米国・欧州は2007年出願。
 (資料) 特許庁データ及びWPIデータを利用して特許庁作成

大学等の特許の利用率の向上が課題

国内における業種別の特許利用率



0 10 20 30 40 50 (%)

出典: 特許庁「特許行政年次報告書2012年度版」

特許群によるライセンスの増加

「IGZO材料及び薄膜トランジスタ」特許(細野 東工大教授)
 日本国内外の企業にライセンス



「高速原子間力顕微鏡」特許(安藤 金沢大教授)
 日・米・独の企業にライセンス



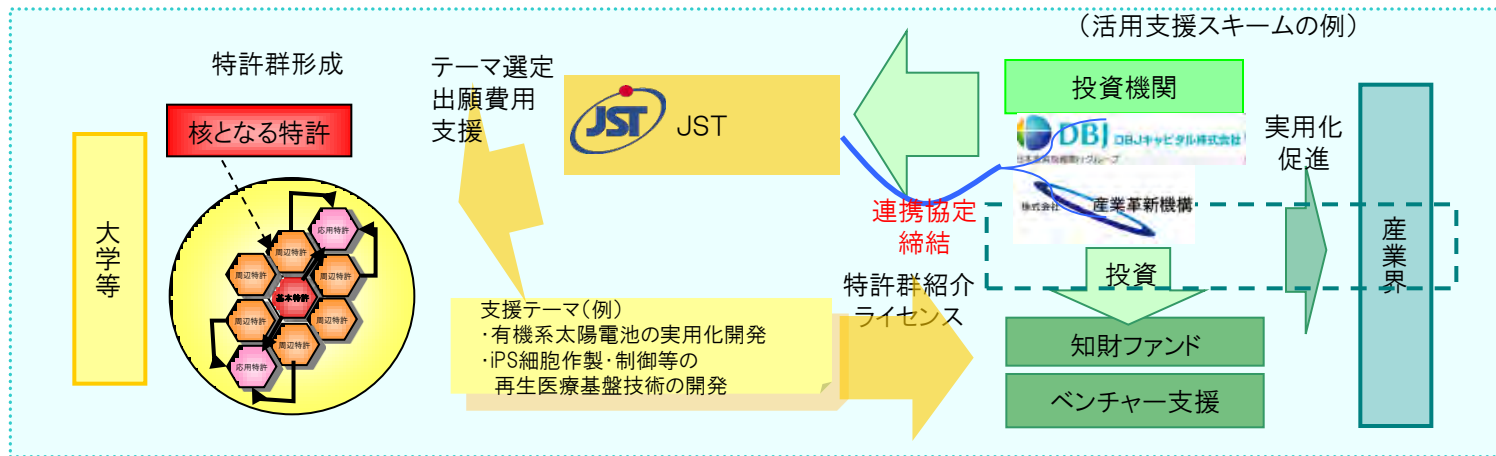
国際競争力強化のための外国特許化支援

○外国特許出願支援

- ・大学等の海外特許出願関連経費を支援

【特許群形成支援の推進】

- ・日本の国際知財戦略として特に重要なテーマについて、核となる特許を中心とした特許群の形成を支援(外国特許出願支援)し、優れた基本発明とその周辺発明群を網羅的に権利化して戦略的な特許群形成を促進
- ・DBJキャピタル等の投資機関と連携し、海外展開を念頭に企業ニーズを把握、日本再生に貢献するための強い特許群確保を戦略的に支援



大学等特許の事業化促進

○知財活用促進ハイウェイ

- ・投資機関との連携により、大学等保有の未利用特許の事業活用を加速する仕組みを導入
- ・研究成果総合展開データベース(J-STORE)/科学技術コモンズにて大学等の特許情報をインターネットで無料提供

研究成果展開のための環境整備

- 産学の機関連携促進 ・ワンストップ相談窓口 ・マッチングの場の提供(大学見本市、新技術説明会)

- 技術移転目利き人材育成 ・大学等における技術移転従事者への研修会開催

平成26年度要求・要望額 : 3,828 百万円
 うち優先課題推進枠要望額 : 2,125 百万円
 (平成25年度予算額 : 2,660 百万円)
 ※運営費交付金中の推計額

知財活用支援事業(平成26年度概算要求)

概要

全国の大学等に散逸して存在する知財を、JSTが一元的に集約・管理し、特許群やパッケージ化を推進することで、大学等から生まれた発明の活用を国内外で促進させ、わが国の大学全体のライセンス収入の向上を図る事業。大学保有特許の価値向上や大学等の研究成果の技術移転活動、知的財産活動に対する専門的な支援も実施する。

現状認識・課題

「科学技術イノベーション総合戦略」(2013年6月7日閣議決定)
 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出
 3. 重点的取組(9) 国際標準化・知的財産戦略の強化
 ・イノベーションの創出のためには、研究開発に着手する当初から、将来的な国際標準化や知的財産の取扱いを見据えた戦略的な取組を推進することが必要である。また世界的に成長が期待され、我が国が優位性を発揮できる新たな産業分野について、国として共通基盤となる科学技術の確立を図るとともに、国際標準化を含む知的財産マネジメントに関する戦略的な取組が必要となる。
 ・科学技術イノベーションによって経済社会の課題を解決する取組において、国際標準化や知的財産の取扱いに関する取組を戦略的に推進

重要知財集約活用制度 (新規) NEW

全国の大学に散逸して存在する知財のうち、国策上重要な知財をJSTが一元的に集約・管理し、活用を図る新制度。特に重要な知財に対して、スーパーハイウェイを適用して基本特許の権利を強化し、特許群や特許パッケージとして構築して活用を促進する。ライセンス収入は、発明者の所属機関に実施補償金として還元する。

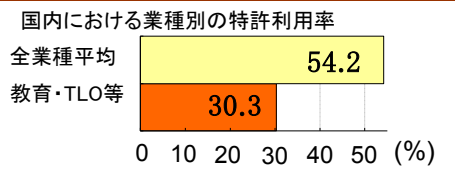


出願後の活用支援が喫緊の課題

外国特許出願支援制度の利用大学に対するアンケート結果(2011年度利用大学対象)

大学が支援を必要とする段階	割合
① [研究]～[発明]	17.5%
② [発明]～[発明届]	14.0%
③ [発明届]～[評価]	33.3%
④ [評価]～[国内出願]	15.8%
⑤ [国内出願]～[外国出願]	42.1%
⑥ [外国出願]～[活用へ]	64.9%

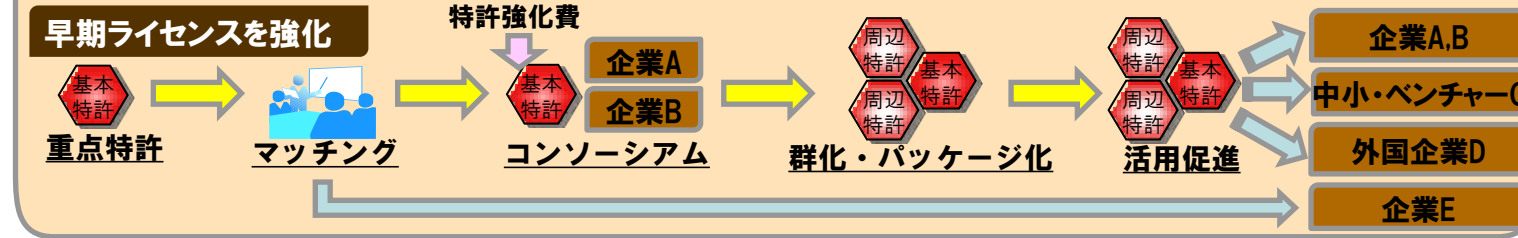
大学等の特許の利用率の向上が課題



出典: 特許庁「特許行政年次報告書2012年度版」

<スーパーハイウェイ> NEW

国際競争の中で生き残り、経済再生を果たしていく上で重要と考えられる基本特許を集約し、特許強化費を重点的に投入することで、早期の活用を図る新制度。大学と企業が早期にマッチングしてコンソーシアムを形成し、JSTは基本特許の発明者の所属機関等に対して試験研究や試作品製作等を委託して特許を強化し、群化・パッケージ化を推進する。本重点特許については、わが国の産業競争力の強化を図るため、海外に新たに活用人材を置き、世界中で活用を促進する。(単価1800万円×30課題程度、活用人材の増強)



研究成果展開のための環境整備

- 産学の機関連携促進
 - ・ワンストップ相談窓口
 - ・マッチングの場の提供(大学見本市、新技術説明会)
- 技術移転目利き人材育成
 - ・大学等の技術移転従事者への研修会開催

大学保有特許の活用促進

・大学が権利を保有する特許のうち、イノベーションを生み出す可能性の高い優れた発明を発掘等により採択し、権利強化を促進する。(知財活用促進ハイウェイ) 14

イノベーション促進のための産学官連携基本戦略～イノベーション・エコシステムの確立に向けて～ (平成22年9月7日 科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会)のポイント

Ⅱ. 2. 2-3 大学等特許の戦略的活用(短期)

(1) 大学等特許の戦略的集積・活用(短期) 重点施策

大学等の特許の多くは基礎レベルでピンポイントの技術であり、単独では事業への活用が困難なことが多いため、大学等、研究開発独法、TLOにおいては、相互の連携により、戦略的・重点的技術分野における個々の機関の特許をパッケージ化して特許群を形成して、企業にとって魅力のあるものとし、事業化につなげていくことが必要である。

さらに、大学、研究開発独法、TLOの保有する特許の活用を促進するため、国は、科学技術振興機構(JST)が平成22年度より着手している科学技術コモンズのスキームを強化して、科学技術コモンズに提供された大学等の特許について技術的観点からの特許の分析・分類を行い、所有権の移転を伴わずに、重点領域を定めパッケージ化案を検討し、大学等の特許が事業化につながるような「見える化」を図っていくことが必要である。

また、公的事業投資機関において複数の大学等、研究開発独法と連携し、関連する知的財産を集積し、組み合わせることでライセンスや事業化を促進する知財ファンドの検討が進められているが、大学等や研究開発独法の知的財産を有効活用し、研究成果の事業化を進めていくためには有効な手段と考えられる。

このため、今後、公的事業投資機関とのビジネス視点での連携がますます重要になってくることが見込まれ、JST等の研究支援独法においては、重点領域における特許情報を収集して技術的観点と事業性の観点から特許の分析・分類を行い、特許のパッケージ化等の提案を行うとともに、パッケージ化された大学等の特許について、大学等の特許権者の承諾が得られた場合には、公的事業投資機関等への紹介などを通じて、事業活用を促進することが必要である。

この場合、大学等の科学技術コモンズへの参加や研究支援独法への特許情報等の提供は任意とし、権利の譲渡等については特許権者である大学の最終判断を尊重せねばならないが、一方では、国は、大学等へのメリットの提供にも配慮し、大学等が保有する知的財産の死蔵化を防ぐことが重要である。

大学等においては、活用される見込みがない特許を取得・維持することは取得及び維持経費の負担を招き大学等の債務要因となることを踏まえ、特許出願段階や審査請求段階での精選や出口を見据えた質の高い特許を出願するための工夫を行うとともに、このことについて研究者への広報・啓発活動を行うことが必要である。また、大学等が保有する研究成果は社会に広く活用されていくことが重要であり、長期間活用されずに大学等が特許を長期間保有することは、研究成果の社会的活用を阻害するとともに、大学等の維持管理負担を増大させてしまうため、保有特許の棚卸しを行い、必要に応じて権利の放棄を含めて整理していくことにより効率的に管理することも考えられる。

また、知的財産権の取扱いについては、これまで産業活力再生特別措置法等に基づき、適切な管理・活用の促進に取り組んできたところであるが、共有特許については、不実施補償等産学の間で課題も存在している。産学連携の成果としての共有特許の取扱いについては、産学そして、社会が共に利益を得られる関係を構築していくことが重要である。このため、大学等においては、例えば、企業との共有特許について、企業側が独占実施を必須としない場合は、大学等が他企業へ適時適切にライセンスできる契約とする、若しくは大学等にとって知財戦略上権利を保有する必要性が乏しい共有特許は当該企業に譲渡するなど、共有特許の活用に向けて柔軟性をもった対応を行うことが必要である。

産業界においては、新たなイノベーション創出に向け、オープン・イノベーションの推進も視野に入れながら、これまで以上に大学等の知的財産を活用することによって、新たな市場の開拓、新たな産業の創出を目指し、大学等の成果を事業につなげ、高付加価値の競争力の高いビジネスモデルを構築することが期待される。大学等が保有する特許を研究に限って無償利用できる仕組みを構築するとともに、重点技術領域を設定し、特許の技術的価値の理解の促進を図り、大学等の特許の活用促進と研究活動の活性化を図る事業。

(2) 海外特許取得・海外侵害対応の支援(短期)

イノベーションのグローバル化への対応として、優れた知的財産を国際的に保護し、技術流出を防止するため、国は、大学等からの研究成果について、特許の質の向上に向けたアドバイスや海外特許出願経費等の戦略的支援を強化していくことが必要である。

特許権は他者の侵害等への対応も行うことによって真に価値を持つものであり、ライセンスされていない大学等特許のうち、例えば、iPS細胞の基本特許等、将来的なライセンスの可能性が高く、多くの分野や多様な企業に活用されるなど裾野が広がりそうな技術が海外特許侵害等され、国益を損なうおそれがある場合には、重点的に、公的支援を行うことが必要である。

5. 今後の産学官連携の検討課題

2. 国による戦略的な知的財産活用支援

大学等の特許権をはじめとした知的財産権は、科学技術イノベーション創出のための重要なツールであり、海外への安易な技術流出を防ぎつつ国として戦略的に維持・活用すべきものをどのように抽出し、見える化・パッケージ化及びライセンスを支援すべきかの検討は引き続き重要な課題である。「モノづくり」と「サービス」との結合が強まる昨今のビジネス動向を踏まえると、特許や技術ノウハウ等の技術移転だけで十分ということではなく、意匠権や著作権なども重要な項目であり、今後の産学官連携においては、総合的に技術移転を考えていく必要がある。

独立行政法人科学技術振興機構においては、平成24年度から、我が国の国際知財戦略上重要なテーマについて、核となる特許を中心とした特許群を形成することにより、その活用の可能性を高めることを目的として「特許群支援」制度を新たに開始したところである。国においては、このような戦略的な観点からの特許群支援を今後更に推進すべきであり、独立行政法人科学技術振興機構知的財産戦略委員会において平成24年7月から行われている議論も考慮しつつ、今後も検討を行うことが必要である。